

一 般 競 争 入 札 公 告

役務の提供等の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和7年5月9日

公益財団法人環境科学技術研究所
総務部長 佐々木 昭吉



1. 競争に付する事項

- 1) 件 名：産業廃棄物処理（収集・運搬・処分）業務
- 2) 仕 様 等：仕様書のとおり

2. 入札方法

- 1) 入札当日参加者名簿に会社名、出席者名（代理可）を必ず記入すること。
- 2) 入札書は原則として封書にて提出すること。
- 3) 入札する額は、処分費の合計（仕様書別紙2に記載された産業廃棄物の名称ごとの年間排出予定数量に対してそれぞれ見積った単価を乗じて算出した額）に収集運搬費の合計（見積もった運搬予定回数に単価を乗じて算出した額）を加算した総価とする（業務内容に関する一切の費用を含むこと）。なお、契約については、処分費は1kgあたり、収集運搬費は1回あたりの消費税を除いた単価とする。
- 4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5) 入札は、当研究所の予定価格に達するまで3回を限度として行う。提出する書類は入札書とする。
- 6) 2回目の入札に付き落札者がいない場合において、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合又は1者を除いて他に有効な入札を行った者がいない場合は、以後の入札は行わずに、その1者との随意契約により契約を締結する。
- 7) 3回目の入札に付き落札者がいない場合は、最低入札価格提示者と随意契約により契約を締結する。
- 8) 第1回目のみの入札書を郵送（書留扱いに限る）により提出することができる。この場合は令和7年6月16日（月）17時までに総務部総務課契約係に到着することを要し、封皮には「令和7年6月17日（火）執行 産業廃棄物処理（収集・運搬・処分）業務入札書」と明記すること。

3. 入札に参加する者に必要な資格

- 1) 入札に参加を希望する者は、以下のいずれかの参加資格を有することを証明する書類を令和7年6月10日（火）17時までに提出すること。なお、当該参加資格を申請中の場合は、申請中であることを証明する書類を提出することとし、入札の日時までに参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
 - (1) 当研究所の競争参加資格「役務の提供等（K 廃棄物処理）」の認定を受けた者。
 - (2) 国の競争参加資格「全省庁統一資格」において前号に相当する競争参加資格の認定を受けた者。
 - (3) 自治体の行政機関において前号に相当する競争参加資格の認定を受けた者。
- 2) 入札に参加を希望する者は、本入札の公告日から開札の時までの間に、国又は自治体の行政機関において指名停止の措置を受けていないこと。

4. 交付期間

交付の日から令和7年6月9日（月） 17時まで

5. 入札・開札の日時及び場所

令和7年6月17日（火） 13時30分

公益財団法人環境科学技術研究所 本館 1F セミナー室

上記日時に遅れたときは、入札に参加することができない。

6. 契約条項及び仕様書を示す場所

〒039-3212

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字家ノ前1番7

公益財団法人環境科学技術研究所

総務部総務課契約係 山本 良亜樹

（産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び仕様書等を配付します）

7. その他

別紙のとおり

補 足 説 明 事 項

- 1) 契約書作成の要否
不要
- 2) 入札の無効
 - (1) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - (2) その他入札条件に違反した入札
- 3) 契約手続きについて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 4) 入札者に求められた義務
入札者が作成した書類等は当研究所において審査し、採用し得ると判断した場合の入札書のみを入札の対象とする。また、提出した資料について説明を求められた時は、これに応じなければならない。
- 5) 落札者の決定方法
本仕様書を満足できると判断した場合の入札書のうち、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きによる抽選により落札者を決定する。
入札は、契約の申込として取り扱う。
- 6) 入札保証金及び契約保証金
免除する
- 7) 支払条件
月単位で行う。処理作業実績に基づき算出した総額に消費税を加算した額を支払う。消費税及び地方消費税に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
請求は、収集・運搬と処分業者が異なる場合は、収集・運搬業者が月単位で収集・運搬に関する額と処分に関する額を合算して請求する。その請求に基づき、収集・運搬業者にこれを支払い、その内の処分に関する額は収集・運搬業者が処分業者に支払う。
- 8) 必要書類
入札には以下の書類を持参すること。
 - (1) 入札書：3枚
 - (2) 見積書：複数枚
(随意契約時に金額を記入のうえ提出すること。)
 - (3) 質問書：原本
 - (4) 委任状、その他これに準ずる書類：代理人（随意契約に関する権限も有すること）をもって入札する場合に提出すること。
- 9) 現場説明
無し
- 10) 質問書
 - (1) 提出期限：令和7年6月10日(火)12時まで
入札に参加を希望する者は、質問の有無に関わらず、電子メールにて提出すること。
 - (2) 回 答：令和7年6月12日(木)13時～17時
質問があった場合、上述の時間内に電子メールにて回答する。なお、回答は、入札に参加を希望する者すべてに一斉送信する。
 - (3) 質問書の提出先
総務部総務課契約係 山本 良亜樹
E-Mail ies_keiyaku@ies.or.jp
T E L 0175-71-1215 (直通)
- 11) その他
 - (1) 入札申込者心得書のとおり。
 - (2) 契約名称、契約締結日、契約相手の商号又は名称・住所、契約金額を当研究所ホームページに掲載する場合がある。
 - (3) 仕様書別紙2「①～⑨」の収集運搬費について
 - ・使用する車両は2種類までとし、トラッククレーン車両（4t以上）の使用は必須とする。
 - ・以下の条件により使用する車種の見込み運搬回数を算出すること。なお、入札書には使用する車種の荷台の体積（小数点以下切捨て）を記載すること。
 - ア 年間の予定積載数量：230 m³
 - イ 年間の予定発注回数：12回以上（荷台の体積により1回～2回/月）

（2種類の車両を使用する場合は算出した運搬回数のうち、トラッククレーン車両（4t以上）を6回計上すること。）

入札書

件 名：産業廃棄物処理（収集・運搬・処分）業務

区分	名 称		数量	単価	金額
処分	汚泥	有機無機系汚泥	200 kg		
	汚泥	ボイラー洗浄水	4,200 kg		
	廃油		200 kg		
	廃酸		500 kg		
	廃アルカリ		100 kg		
	廃プラスチック類	ポリエチレン等	4,800 kg		
	廃プラスチック類	塩ビ	200 kg		
	廃プラスチック類	発砲スチロール	100 kg		
	金属くず		2,000 kg		
	ガラス、陶磁器くず		900 kg		
	混合廃棄物	フィルター	300 kg		
	混合廃棄物	ランプ	100 kg		
	混合廃棄物	実験装置等	6,600 kg		
	引火性廃油		1,000 kg		
	感染性廃棄物		400 kg		
収集 運搬		体積： m ³	回		
		体積： m ³	回		
	感染性廃棄物		2 回		

計
消費税
合計

上記金額により契約条項を承認のうえ入札致します。

令和 年 月 日

公益財団法人環境科学技術研究所
総務部長 佐々木 昭吉

住 所
会社名
代表者
代理人

印
印

見積書

件 名：産業廃棄物処理（収集・運搬・処分）業務

区分	名 称		数量	単価	金額
処分	汚泥	有機無機系汚泥	200 kg		
	汚泥	ボイラー洗浄水	4,200 kg		
	廃油		200 kg		
	廃酸		500 kg		
	廃アルカリ		100 kg		
	廃プラスチック類	ポリエチレン等	4,800 kg		
	廃プラスチック類	塩ビ	200 kg		
	廃プラスチック類	発砲スチロール	100 リットル		
	金属くず		2,000 リットル		
	ガラス、陶磁器くず		900 リットル		
	混合廃棄物	フィルター	300 kg		
	混合廃棄物	ランプ	100 kg		
	混合廃棄物	実験装置等	6,600 kg		
	引火性廃油		1,000 リットル		
	感染性廃棄物		400 リットル		
収集 運搬		体積： m ³	回		
		体積： m ³	回		
	感染性廃棄物		2 回		

計
消費税
合計

上記金額により契約条項を承認のうえ見積致します。

令和 年 月 日

公益財団法人環境科学技術研究所
総務部長 佐々木 昭吉

住 所
会社名
代表者
代理人

印
印

令和 年 月 日

質 問 書

公益財団法人環境科学技術研究所
総務部長 佐々木 昭吉 殿

住 所
会社名
代表者

印

入札件名：産業廃棄物処理（収集・運搬・処分）業務

【質問事項】

・

令和 年 月 日

委 任 状

公益財団法人環境科学技術研究所
総務部長 佐々木 昭吉 殿

住 所
会社名
代表者

印

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任いたします。

受 任 者	住所
	所属
	氏名

委任事項 以下の入札並びに見積に関する一切の事項
・産業廃棄物処理（収集・運搬・処分）業務

受任者使用印鑑



令和7年度

産業廃棄物処理（収集・運搬・処分）業務

仕様書

公益財団法人 環境科学技術研究所

1. 目的・概要

本仕様書は、公益財団法人 環境科学技術研究所（以下「当研究所」という。）から排出する産業廃棄物処理（収集・運搬・処分）業務に関するものである。

本業務は、当研究所における調査研究や施設の維持管理等の事業活動に伴って発生する廃材等の産業廃棄物（普通の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物）を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき大別し、それぞれの区分に従って適切に処分するものである。

2. 業務範囲

当研究所から排出する普通の産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器くず、混合廃棄物、廃油、廃酸、廃アルカリ廃液等）及び特別管理産業廃棄物（引火性廃油、感染性廃棄物）について、当研究所からの依頼の都度、収集、運搬、処分する。

(1) 排出予定産業廃棄物

排出を予定している産業廃棄物の概要については、別紙1を参照とする。

(2) 排出予定数量

排出予定数量については、別紙2を参照とする。ただし、数量はあくまで予定数量であり、数量に増減が生じた場合でも意義を申し立てないこととする。

3. 作業内容

収集・運搬及び処分の作業にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令及びその他規程等に基づき適切に収集・運搬及び処分を行うこととし、特に以下事項に留意し、安全かつ効率的に実施するよう努めるものとする。

(1) 収集日時の調整について

収集日時については、事前に当研究所と協議し決定する。

(2) 作業の実施について

①収集は、当研究所の立会いのもと、指定した各廃棄物回収場所において実施する。その際は、受渡確認票及び廃棄物の分別状態を十分に確認し、収集から積み込みまでの全てを実施する。なお、作業の実施においては、必要に応じて保護具を着用するなど、適切に安全管理を行うこと。

②産業廃棄物の収集運搬後は速やかに検量を行い、収集した産業廃棄物の確定数量を当研究所に報告する。

③産業廃棄物管理票の手続きは、電子マニフェスト（JWNET）を使用する。

④受注者は収集・運搬及び処分終了後速やかに、電子マニフェストに必要事項を入力する。

4. 収集場所

公益財団法人 環境科学技術研究所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字家ノ前1番7 本所

青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架字発茶沢2番121 先端分子生物科学研究センター

5. 実施期間

契約締結後 ～ 令和8年3月31日

6. 提出書類

- | | | |
|-------------------|------|-------------|
| ・作業報告書 | 1 部 | 最終処分終了後速やかに |
| ・その他、当研究所が必要とする書類 | 必要部数 | 随時 |

7. 検収

本仕様書の定めるところに従い作業が確実に実施されたこと及び提出書類の確認をもって検収とする。

8. 特記事項

- (1) 本件は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第1号及び第2号」に従い、収集・運搬請負者及び処分請負者それぞれと該当処理の契約を締結する。
- (2) 請負者は、産業廃棄物を適切に分別した上で収集し、当研究所敷地内からの運搬・処分までを請負者の責任において実施する。
- (3) 産業廃棄物の収集に使用する車両は以下の要件を満たすものとする。なお全て同一の車両としても良いものとする。
 - ①大型廃棄物の積込みが可能な4 t以上の搭載型トラッククレーン
 - ②廃プラ等の廃棄物を10m³以上積載可能な車両
 - ③感染性廃棄物運搬用車両（1回の排出量は500L以下で年2回程度の排出）

9. その他

- (1) 受注者は、労働基準法その他関係法令上の責任及び作業従事者の健康、安全、規律、及び風紀の維持に関する全ての責任を負うものとする。
- (2) 本業務遂行中に作業従事者が被った災害については、当研究所側の原因により生じた災害を除き当研究所は責任を負わないものとする。
- (3) その他、業務遂行に必要で本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、当研究所と受注者間で協議し、合意のもとに実施するものとする。

以上

令和7年度 排出予定産業廃棄物

区分	産業廃棄物の種類及び名称	廃棄物の概要	荷姿
普通の産業廃棄物	①汚泥 有機無機系汚泥 ボイラー洗浄水	泥状のもの等で、有機性及び無機性のもの（パラフィン固形、ボイラー洗浄水等） ボイラー缶内等の洗浄水で煤を含有（pH2を超える）	ポリ缶、ドラム缶、缶、ガラス瓶、袋
	②廃油	揮発油類、灯油、軽油類の燃えやすい廃油に該当しない廃油	ポリ缶、缶、ガラス瓶
	③廃酸	pH2を超える酸性廃液	ポリ缶、缶、ガラス瓶
	④廃アルカリ	pH12.5未満のアルカリ性廃液	ポリ缶、缶、ガラス瓶
	⑤廃プラスチック類 ポリエチレン等 塩ビ 発泡スチロール	ポリ容器、動物飼育ケージ等 塩ビパイプ等 発泡スチロール	袋、箱、バラ
	⑥金属くず	鉄くず等	袋、箱、バラ
	⑦ガラス、陶磁器くず	試薬瓶等（ラベル付着）、実験容器（ビーカー、試験管等）	袋、箱、バラ
	⑧混合廃棄物 フィルター ランプ 実験装置等	混合する産業廃棄物の種類：木くず、紙くず、金属くず、繊維くず、廃プラスチック、汚泥 混合する産業廃棄物の種類：ガラスくず・金属くず 混合する産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、ガラスくず・金属くず	袋、箱、バラ
	⑨引火性廃油	揮発油類、灯油、軽油類の燃えやすい廃油	ポリ缶、缶、ガラス瓶
	⑩感染性廃棄物	感染性病原体を含むか、その恐れのあるもの。（注射針、実験動物の死骸等）	専用容器

令和7年度 産業廃棄物年間排出予定数量

区分	産業廃棄物の種類及び名称	排出予定数量	
		大分類	小分類
普通の産業廃棄物	①汚泥	4400kg	
	有機無機系汚泥		200kg
	ボイラー洗浄水		4200kg
	②廃油	200kg	
	③廃酸	500kg	
	④廃アルカリ	100kg	
	⑤廃プラスチック類	5100kg	
	ポリエチレン等		4800kg
	塩ビ		200kg
	発泡スチロール		100kg
特別管理産業廃棄物	⑥金属くず	2000kg	
	⑦ガラス、陶磁器くず	900kg	
	⑧混合廃棄物	7000kg	
	フィルター		300kg
	ランプ		100kg
	実験装置等		6600kg
特別管理産業廃棄物	⑨引火性廃油	1000kg	
	⑩感染性廃棄物	400kg	

①汚泥～⑨引火性廃油の項目は月1～2回程度収集・運搬・処分するものとする。
⑩感染性廃棄物は年2回程度行うものとする。

※⑩感染性廃棄物を除いた予定総積載数量（m³）は230m³とする。
⑩感染性廃棄物の予定総積載数量は600Lとする。